修18-58 広告器具撤去工事

仕 様 書

本工事の仕様については、本書にて定める。

- 1. 工事内容 ① 広告器具撤去工事
 - ② 撤去箇所の補修
 - ③ 撤去品の廃棄処分
- 2. 施工対象 撤去面数は別紙数量内訳書による。 撤去箇所については別紙駅図のとおりとする。 撤去箇所の補修については下記のとおりとする。
 - ① 県庁前駅の軌道内については、器具撤去後にステンレスワイヤーによる柵の開口部閉鎖を行う。
 - ② 葭川公園駅の自立器具については、電装部品のみ撤去を行い、表示面についてはステンレスプレートに変更する。
 - ③ 各駅共通し、分電盤からのケーブルについては、アウトレットボックス内で端末処理を行い線名及びボックス名称を表示するものとする。
- 3. その他 高所作業時の転倒及び落下防止 昼間作業時のお客様の動向注意 ホーム作業時の列車接近注意 夜間線路閉鎖作業時の器具機材の紛失注意 作業日ごとに担当者と良く打ち合わせを行うこと。
- ※本書および約款に記載のない事項については、両社協議のうえ決定するものとする。